明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四）　一
〔告　示〕
○工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件（経済産業三三）　四
○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の件（国土交通一六六）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　二六
地方公共団体
行旅死亡人関係　二七
会社その他
会社決算公告　二七

府令

○内閣府令第四号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第四十六条の規定に基づき、警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

警察庁旅費取扱規則（昭和三十九年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（鉄道賃等の調整） **第九条**　次の各号のいずれかに該当する旅行における鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（以下「鉄道賃等」という。）については、当該各号に定めるところによる。 ［一～五　略］ 六　国際会議等への出席又は赴任のための外国旅行に際して成田国際空港を利用する場合において、旅行命令権者が東京駅と成田空港駅との区間その他の区間を特別急行列車を利用して旅行する必要があると認めるときは、急行料金を支給することができる。	（鉄道賃等の調整） **第九条**　［同上］ ［一～五　同上］ ［号を加える。］
（日当の調整） **第十条**　法第二十七条又は法第二十八条第一項に規定する旅行（同項第一号の規定により旅費を支給する旅行を除く。）であつて、公務の内容、目的箇所、出発及び帰着の時刻等を勘案して昼食に係る費用の支給を要すると旅行命令権者が認め、かつ、目的地内において鉄道等（鉄道、船舶、航空機又は車両をいう。以下同じ。）の利用に現に要した費用の額（以下「鉄道等実費額」という。）が日当基準額の二分の一に満たない場合には、日当基準額の二分の一に相当する額に鉄道等実費額に相当する額を加えた額の日当を支給する。	（日当の調整） **第十条**　法第二十七条に規定する旅行における日当については、鉄道賃等の実費額が日当基準額の二分の一に満たない場合には、日当基準額の二分の一に相当する額に鉄道賃等の実費額を加えた額を支給する。 2　法第二十八条第一項に規定する旅行（同項第一号の規定により旅費を支給する旅行を除く。）における日当については、前項の規定を準用する。